

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第24号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙の形式)</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の69第1項の証紙の形式は、第1号様式による。</p> <p>(売りさばき所の標識)</p> <p>第6条 売りさばき人は、その売りさばき所の見やすいところに証紙の売りさばき所であることを表す標札（第5号様式）を掲げておかなければならない。</p> <p>(売りさばき人の住所氏名変更届等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 売りさばき人は、売りさばき所を廃止するとき（次条第1項に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、証紙売りさばき所廃止届（第6号様式の2）に売りさばき人証を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(売りさばき人の指定の取消し)</p> <p>第8条 売りさばき人が証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、証紙売りさばき業務廃止届（第7号様式）を<u>知事に提出し、その指定の取消しを受けなければならない。</u></p>	<p>(証紙の形式)</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第1項の証紙（以下「<u>使用料・手数料証紙</u>」という。）の形式は、第1号様式による。</p> <p>2 <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の69第1項の証紙（以下「狩猟税証紙」という。）の形式は、別に定める。</u></p> <p>(売りさばき所の標識)</p> <p>第6条 売りさばき人は、その売りさばき所の見易いところに証紙の売りさばき所であることを表わす標札（第5号様式）を掲げておかなければならない。</p> <p>(売りさばき人の住所氏名変更届等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 売りさばき人は、売りさばき所を廃止したときは、証紙売りさばき所廃止届（第6号様式の2）に売りさばき人証を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(売りさばき人の指定の取消し)</p> <p>第8条 売りさばき人が証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、証紙売りさばき業務廃止届（第7号様式）に売りさばき人証を添えて、<u>廃止しようとする日の30日前までに知事に提出し、その指定の取消しを受けなければならない。</u></p>

2 略

3 売りさばき人は、前2項の規定による指定の取消しを受けたときは、速やかに売りさばき人証を知事に返還しなければならない。

(証紙売りさばき手数料)

第9条 略

2 前項の手数料の額は、証紙面記載の金額に100分の2.1を乗じて得た額とする。

(証紙の交付請求)

第10条 略

2 前項の規定により指定金融機関等に納付書の提出があったときは、前条の手数料の支払について会計管理者の通知があったものとみなす。

3 略

(証紙の使用方法)

第15条 証紙は、関係書類の所定の場所にはり付けて使用しなければならない。

(証紙の消印等)

第16条 第2条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等（香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に規定する課、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に規定する課、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）第3条から第7条までに規定する課、隊及び所並びに収用委員会事務局をいう。以下同じ。）の長及び出先機関（香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）第2条第4号に規定する出先機関、香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）第1条に規定する高等学校、教育機関等事務決裁規程（昭和58年香川県教育委員会教育長訓令第2号）第2条第1号に規定する教育機関等並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）に規定する警察署をいう。以下同じ。）の長は、当該事務に関し証紙をはり付けた書類の提出があったときは、直ちに審査の上、その証紙に消印（第14号様式）を

2 略

(証紙売りさばき手数料)

第9条 略

2 前項の手数料の額は、証紙面記載の金額に次の各号に掲げる証紙の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 使用料・手数料証紙 100分の2.1

(2) 狩猟税証紙 1,000分の5.25

(証紙の交付請求)

第10条 略

2 前項の規定により指定金融機関等に納付書の提出があったときは、前条の手数料の支払いについて会計管理者の通知があったものとみなす。

3 略

(証紙の使用方法)

第15条 証紙は、関係書類の所定の場所にはりつけて使用しなければならない。

(証紙の消印等)

第16条 第2条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等（香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に規定する課、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に規定する課、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）第3条から第7条までに規定する課、隊及び所並びに収用委員会事務局をいう。以下同じ。）の長及び出先機関（香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）第2条第4号に規定する出先機関、香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）第1条に規定する高等学校、教育機関等事務決裁規程（昭和58年香川県教育委員会教育長訓令第2号）第2条第1号に規定する教育機関並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）に規定する警察署をいう。以下同じ。）の長は、当該事務に関し証紙をはり付けた書類の提出があったときは、直ちに審査の上、その証紙に消印（第14号様式）をす

するとともに、証紙収納簿（第15号様式）に所定の事項を記載の上、検印しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。

（証紙の収納報告）

第17条 出先機関の長は、毎月の証紙の収納の状況を証紙収納報告書（第16号様式）により翌月7日までに、当該使用料若しくは手数料又は狩猟税の歳入予算を計上している課等の長に報告しなければならない。

2・3 略

（書類の整理及び保存）

第18条 課等の長及び出先機関の長は、証紙をはり付けた書類について処置が完了したときは、その書類を月ごとに取りまとめ種目別に別冊とし、通し番号を記入し、表紙（第18号様式）を付し、袋とじにして保存しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。

別表（第2条関係）

- 1 略
- 2 略

(1)～(13) 略

(14) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の少額領収書等の写しに係る写しの交付手数料及び同法第20条の2第2項の収支報告書等の写しの交付手数料

3～7 略

するとともに、証紙収納簿（第15号様式）に所定の事項を記載の上、検印しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。

（証紙の収納報告）

第17条 出先機関の長は、毎月の証紙の収納の状況を証紙収納報告書（第16号様式）により翌月7日までに、当該使用料又は手数料の収入予算を計上している課等の長に報告しなければならない。

2・3 略

（書類の整理及び保存）

第18条 課等の長及び出先機関の長は、証紙をはり付けた書類について処置が完了したときは、その書類を月ごとに取りまとめ種目別に別冊とし、通し番号を記入し、表紙（第18号様式）を付し、袋とじとして保存しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。

別表（第2条関係）

- 1 略
- 2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部に掲げる手数料。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)～(13) 略

(14) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の収支報告書等の写しの交付手数料

3～7 略

第1号様式(その1) (第3条関係)



備考

- 1 略
- 2 「1円」の欄は、証紙の種類により「5円」、「10円」、「50円」、「100円」、「200円」、「300円」又は「500円」とする。

第1号様式(その2) (第3条関係)

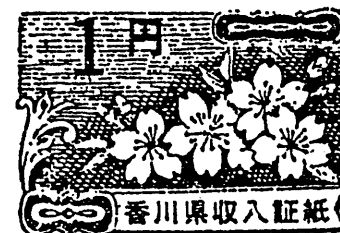


備考

- 1 略
- 2 「1,000円」の欄は、証紙の種類により「3,000円」、「5,000円」又は「10,000円」とする。

第1号様式(その1) (第3条関係)

使用料・手数料証紙

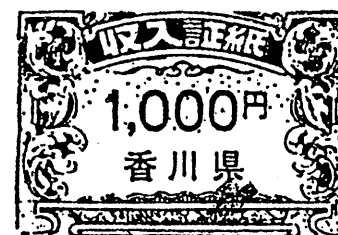


備考

- 1 略
- 2 「1円」の欄は、証紙の種類により「5円」、「10円」、「50円」、「100円」、「200円」、「300円」及び「500円」とする。

第1号様式(その2) (第3条関係)

使用料・手数料証紙



備考

- 1 略
- 2 「1,000円」の欄は、証紙の種類により「3,000円」、「5,000円」及び「10,000円」とする。

第2号様式（第4条関係）（日本工業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ㊤
(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

証紙売りさばき人指定申請書

証紙売りさばき人の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 証紙売りさばき場所
- 2 証紙買受けに使用する資金額
- 3 1年間の証紙売りさばき見込額
- 4 その他

備考 1 次の書類を添付すること。

- (1) 証紙売りさばき場所付近の見取図
 - (2) 証紙買受けに係る資金計画書
 - (3) 申請者が団体である場合においては、登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の規約等の写し）
 - (4) 申請者が個人である場合においては、住民票抄本
 - (5) 香川県の県税に滞納がない旨の証明書並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がない旨の証明書
- 2 証紙売りさばき人が死亡した場合において、その相続人又は相続人以外の同居の親族が申請するときは、その旨を4その他の欄に記載し、当該死亡した者の香川県売りさばき人証を添付すること。

第2号様式（第4条関係）（日本工業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ㊤
(団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

証紙売りさばき人指定申請書

証紙売りさばき人の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 証紙売りさばき場所
- 2 証紙買受けに使用する資金額
- 3 1年間の証紙売りさばき見込額
- 4 その他

備考 1 次の書類を添付すること。

- (1) 証紙売りさばき場所付近の見取図
 - (2) 証紙買受けに係る資金計画書
 - (3) 申請者が団体である場合においては、登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の規約等の写し）
 - (4) 申請者が個人である場合においては、住民票抄本
 - (5) 香川県の県税に滞納がない旨の証明書並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がない旨の証明書
- 2 証紙売りさばき人が死亡した場合において、その相続人又は相続人以外の同居の親族が申請するときは、その旨を4その他の欄に記載し、当該者の香川県売りさばき人証を添付すること。

第4号様式（第5条関係）（日本工業規格A列7番）

No. _____		香川県証紙売りさばき人証	
住 所			
氏 名			
売りさばき場所			
上記の者は、香川県証紙売りさばき人であることを証明する。			
年 月 日			
		香川県知事	印
証紙収入納付書 に用いる印鑑押 印欄			

注 意 事 項			
1 指定金融機関等で証紙を買い受けるときは、この売りさばき人証を提示しなければならぬ。			
2 この売りさばき人証は、他人に貸与してはならない。			
3 この売りさばき人証を亡失し、又はき損したときは、速やかに知事に届け出なければならぬ。			
4 指定の取消し、売りさばき所の廃止又は住所、氏名等の変更があったときは、速やかにこの売りさばき人証を知事に返還しなければならない。			

第4号様式（第5条関係）（日本工業規格A列7番）

No. _____		香川県証紙売りさばき人証	
住 所			
氏 名			
売りさばき場所			
上記の者は、香川県証紙売りさばき人であることを証明する。			
年 月 日			
		香川県知事	印
証紙収入納付書 に用いる印鑑押 印欄			

注 意 事 項			
1 指定金融機関等で証紙を買い受けるときは、この売りさばき人証を提示しなければならぬ。			
2 この売りさばき人証は、他人に貸与してはならない。			
3 この売りさばき人証を亡失し、又はき損したときは、速やかに知事に届け出なければならぬ。			
4 指定の取消し、売りさばき所の廃止又は住所、氏名等の変更があったときは、速やかにこの売りさばき人証を知事に返還しなければならない。			

第6号様式（第7条関係）（日本工業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）

㊞

証紙売りさばき人住所氏名変更届

次のとおり氏名（住所）を変更したので、売りさばき人証を添えて届け出ます。

- 1 変更年月日
- 2 新
- 3 旧
- 4 変更理由

第6号様式（第7条関係）（日本工業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名 （団体にあっては、その）
名称及び代表者の氏名

㊞

証紙売りさばき人住所氏名変更届

下記のとおり、氏名（住所）を変更したので売りさばき人証を添えて届け出ます。

記

- 1 変更年月日
- 2 新
- 3 旧
- 4 変更理由

第6号様式の2（第7条関係）（日本工業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名） ㊤

証紙売りさばき所廃止届

次のとおり売りさばき所を廃止するので、売りさばき人証を添えて届け出ます。

- 1 廃止年月日
- 2 廃止する売りさばき所

第6号様式の2（第7条関係）（日本工業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

（団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名） ㊤

証紙売りさばき所廃止届

下記のとおり、売りさばき所を廃止したので売りさばき人証を添えて届け出ます。

記

- 1 廃止年月日
- 2 廃止した売りさばき所

第6号様式の3（第7条関係）（日本工業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

㊦

（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

証紙売りさばき所変更届

次のとおり売りさばき所を変更するので、売りさばき人証を添えて届け出ます。

- 1 変更年月日
- 2 新
- 3 旧
- 4 変更理由

備考 変更後の証紙売りさばき場所付近の見取図を添付すること。

第6号様式の3（第7条関係）（日本工業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

（団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名）

㊦

証紙売りさばき所変更届

下記のとおり、売りさばき所を移転（増設）するので売りさばき人証を添えて届け出ます。

記

- 1 変更年月日
- 2 新
- 3 旧
- 4 変更理由

備考 変更後の証紙売りさばき場所付近の見取図を添付すること。

第7号様式（第8条関係）（日本工業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 ㊤
（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

証紙売りさばき業務廃止届

年 月 日をもって香川県証紙の売りさばき業務を廃止したいので届け出ます。
なお、売りさばき人証については、業務廃止後速やかに返還します。

第7号様式（第8条関係）（日本工業規格A列4番）

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名 （団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名） ㊤

証紙売りさばき業務廃止届

年 月 日をもって香川県証紙の売りさばき業務を廃止したいので、売りさばき人証
を添えて届け出ます。

第8号様式 (第10条関係)

香川県					税外				
証紙収入金納付書									
担当課									
収納種別コード		課コード		元号コード		年 度			
調 定 番 号			内 訳 番 号			会 計 コード			
現・繰コード		款コード	項コード	目コード	節 コード				
予算計上課コード			債務者コード		納付目的コード				
納付額 円									
種 別	枚 数	金 額		種 別	枚 数	金 額			
円	枚	円		円	枚	円			
証紙の合計枚数及び合計額									
売りさばき手数料として控除される額									
上記の金額を納付します。 年 月 日									
収入金納付者									
住 所									
氏 名									
香川県知事殿									
領収日付印									

備考 1 略

2 この書類は、指定金融機関等に提出すること。

第8号様式 (第10条関係)

香川県					税外				
証紙収入金納付書 (証紙)									
担当課									
収納種別コード		課コード		元号コード		年 度			
調 定 番 号			内 訳 番 号			会 計 コード			
現・繰コード		款コード	項コード	目コード	節 コード				
予算計上課コード			債務者コード		納付目的コード				
納付額 円									
種 別	枚 数	金 額		種 別	枚 数	金 額			
円	枚	円		円	枚	円			
証紙の合計枚数及び合計額									
売りさばき手数料として控除される額									
上記の金額を納付します。 年 月 日									
収入金納付者									
住 所									
氏 名									
香川県知事殿									
領収日付印									

備考 1 略

2 この書類は、使用料・手数料証紙又は狩猟税証紙ごとにそれぞれ作成し、指定金融機関等に提出すること。

第8号様式の2 (第10条関係)

香川県					この用紙は、直接機械読取りをしますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。 黒のボールペンで記入してください。 証紙収入金額収済通知書					税外	
担当課											
収納種別コード		課コード		元号コード		年			度		
調定番号			内訳番号			会計コード					
現・繰コード	款コード	項コード	目コード	節コード							
予算計上課コード			債務者コード			納付目的コード					
納付額											円
種別	枚数	金額		種別	枚数	金額					
円	枚	円		円	枚	円					
証紙の合計枚数及び合計額											
売りさばき手数料として控除される額											
上記の金額を領収しました。 年 月 日											
収入金納付者 住所 氏名 指定金融機関等											
領収日付印											
会計管理者殿											

備考 用紙の大きさは、縦210ミリメートル、横99ミリメートルとすること。

第8号様式の2 (第10条関係)

香川県					この用紙は、直接機械読取りをしますので、汚したり折り曲げたりしないでください。 黒のボールペンで記入してください。 証紙収入金額収済通知書 (証紙)					税外	
担当課											
収納種別コード		課コード		元号コード		年			度		
調定番号			内訳番号			会計コード					
現・繰コード	款コード	項コード	目コード	節コード							
予算計上課コード			債務者コード			納付目的コード					
納付額											円
種別	枚数	金額		種別	枚数	金額					
円	枚	円		円	枚	円					
証紙の合計枚数及び合計額											
売りさばき手数料として控除される額											
上記の金額を領収しました。 年 月 日											
収入金納付者 住所 氏名 指定金融機関等											
領収日付印											
会計管理者殿											

備考 1 用紙の大きさは、縦210ミリメートル、横99ミリメートルとすること。
2 この書類は、使用料・手数料証紙又は狩猟税証紙ごとにそれぞれ作成すること。

第9号様式（第11条関係）（日本工業規格A列4番）

証紙交換申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名

（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）

次のとおり証紙を交換したいので申請します。

種 別	交換したい証紙		交付を受けたい証紙		交 換 の 理 由
	枚 数	金 額	枚 数	金 額	
円					
円					
円					
円					
円					
円					
円					
円					
円					
円					
円					
計					

第9号様式（第11条関係）（日本工業規格A列4番）

証紙交換申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
氏 名

（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記の証紙を交換したいので申請します。

記

（ 証紙 ）

種 別	交換したい証紙		交付を受けたい証紙		交 換 の 理 由
	枚 数	金 額	枚 数	金 額	
円					
円					
円					
円					
円					
円					
円					
円					
円					
円					
円					
計					

備考 この書類は、使用料・手数料証紙又は狩猟税証紙ごとにそれぞれ作成すること。

第10号様式（第12条関係）（日本工業規格A列4番）

証紙返還申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住所
氏名 ㊟
(団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり証紙を返還し、現金の還付を受けたいので申請します。

種 別	枚 数	金 額	返 還 の 理 由
円			
円			
円			
円			
円			
円			
円			
円			
円			
円			
計			
※ 売りさばき手数料相当額			
現金還付申請額			

備考 ※印の欄は、申請者が証紙売りさばき人から当該証紙を購入した者であるときは、記入しないこと。

第10号様式（第12条関係）（日本工業規格A列4番）

証紙返還申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住所
氏名 ㊟
(団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

下記の証紙の返還により現金の還付を受けたいので申請します。

記

(_____ 証紙)

種 別	枚 数	金 額	返 還 の 理 由
円			
円			
円			
円			
円			
円			
円			
円			
円			
円			
円			
計			
※ 売りさばき手数料相当額			
現金還付申請額			

- 備考 1 この書類は、使用料・手数料証紙又は狩猟税証紙ごとにそれぞれ作成すること。
- 2 ※印の欄は、申請者が証紙売りさばき人から当該証紙を購入した者であるときは、記入しないこと。

第11号様式（第13条関係）（日本工業規格A列4番）

証紙受払総括簿

（ 円券）

年月日	受 入		払 出				在 庫 枚 数	備 考
	県から	取扱店から	県 へ		取扱店へ			
		店名	枚数	返納	汚損	店名	枚数	

備考

- 1 月計及び累計を記載すること。
- 2 この帳簿は、証紙の種類別にそれぞれ設けること。

第11号様式（第13条関係）（日本工業規格A列4番）

証紙受払総括簿

（ 証紙 円券）

年月日	受 入		払 出				在 庫 枚 数	備 考
	県から	取扱店から	県 へ		取扱店へ			
		店名	枚数	返納	汚損	店名	枚数	

備考

- 1 月計、累計を記載すること。
- 2 この帳簿は、使用料・手数料証紙又は狩猟税証紙の金種別にそれぞれ設けること。

第12号様式 (第13条関係) (日本工業規格A列4番)

証 紙 受 払 簿

月日	摘要	種 別 受 払 枚 数																金 額	
		円		円		円		円		円		円		円		円		交付 証紙 等 金額	繰取 額
		受入	返却	受入	返却	受入	返却	受入	返却	受入	返却	受入	返却	受入	返却				

備考 月計及び累計を記載すること。

第13号様式 (第14条関係) (日本工業規格A列4番)

年 月 日
 会計管理者 殿
 指定金融機関等 宛
 証 紙 受 払 報 告 書 (年 月 分)

種 別	県 と の 関 係					売りさばき人との関係				差 引 保 管 枚 数
	前月より繰越枚数	受 入		返 還		交 付 枚 数		金 額		
		本月分	累 計	本月分	累 計	本月分	累 計	本月分	累 計	
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
計										
	本月分	証 紙 金 額		手 数 料 額		証 紙 取 入 金 額 取 額				

第12号様式 (第13条関係) (用紙寸法A4)

証 紙 受 払 簿 (証紙)

月日	摘要	種 別 受 払 枚 数																金 額	
		円		円		円		円		円		円		円		円		交付 証紙 等 金額	繰取 額
		受入	返却	受入	返却	受入	返却	受入	返却	受入	返却	受入	返却	受入	返却				

備考 1 月計、累計を記載すること。
 2 この帳簿は、使用料・手数料証紙又は特選税証紙ごとにそれぞれ設けること。

第13号様式 (第14条関係) (日本工業規格A列4番)

年 月 日
 会計管理者 殿
 指定金融機関等 宛
 証 紙 受 払 報 告 書 (年 月 分)

種 別	県 と の 関 係					売りさばき人との関係				差 引 保 管 枚 数
	前月より繰越枚数	受 入		返 還		交 付 枚 数		金 額		
		本月分	累 計	本月分	累 計	本月分	累 計	本月分	累 計	
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
円										
計										
	本月分	証 紙 金 額		手 数 料 額		証 紙 取 入 金 額 取 額				

備考 この書類は、使用料・手数料証紙又は特選税証紙ごとにそれぞれ作成すること。

第16号様式（第17条関係）（日本工業規格A列4番）

課等の長 殿

年 月 日

出先機関の長 閣

証紙収納報告書（ 年 月分）

種 目	金 額		件 数		備 考
	本月分計	累 計	本月分計	累 計	

第16号様式（第17条関係）（日本工業規格A列4番）

課等の長 殿

年 月 日

出先機関の長 閣

証紙収納報告書（ 年 月分）

（ 証紙）

種 目	金 額		件 数		備 考
	本月分計	累 計	本月分計	累 計	

備考
この書類は、使用料・手数料証紙又は狩猟税証紙ごとにそれぞれ作成すること。

第17号様式（第17条関係）（日本工業規格A列4番）

会計管理者 殿 年 月 日
課等の長 印
証紙収納報告書（ 年 月分）

歳入予算の科目				金額		種目別内訳（本月分）		
款	項	目	節	本月分計	累計	種目	件数	金額

第17号様式（第17条関係）（日本工業規格A列4番）

会計管理者 殿 年 月 日
課等の長 印
証紙収納報告書（ 年 月分）

(証紙)

歳入予算の科目				金額		種目別内訳（本月分）		
款	項	目	節	本月分計	累計	種目	件数	金額

備考
この書類は、使用料・手数料証紙又は狩猟税証紙ごとにそれぞれ作成すること。

第18号様式（第18条関係）（日本工業規格A列4番）

	年度
	年 月 分
種 目	_____
編さん番号 No.	_____
編さん枚数	_____ 枚
証紙関係証拠書類	
証紙収入総計金額 ￥	_____
課等の長（出先機関の長） 印	

第18号様式（第18条関係）（日本工業規格A列4番）

	年度
	年 月 分
種 目	_____
種目別編さん番号、 No.	_____
編さん枚数	_____ 枚
証紙関係証拠書類	
証紙収入総計金額 ￥	_____
課等の長（出先機関の長） 印	

第19号様式（第20条関係）（日本工業規格A列4番）

証 紙 受 払 簿

会 計 管 理 者 検 印	月 日	摘 要	円																計				
			受 払	残	受 払	残	受 払	残	受 払	残	受 払	残	受 払	残	受 払	残	受 払	残					

備考 月計及び累計を記載すること。

第19号様式（第20条関係）（用紙寸法A4）

証 紙 受 払 簿

（証紙）

会 計 管 理 者 検 印	月 日	摘 要	円																計				
			受 払	残	受 払	残	受 払	残	受 払	残	受 払	残	受 払	残	受 払	残	受 払	残					

備考
 1 月計、累計を記載すること。
 2 この帳簿は、使用料・手数料証紙又は狩猟税証紙ごとにそれぞれ設けること。

附 則
 （施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表2の項第14号の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- この規則の施行の際現に交付されている改正前の第4号様式による売りさばき人証は、改正後の第4号様式による売りさばき人証とみなす。
 - 改正前の第8号様式及び第8号様式の2による用紙は、当分の間、使用することができる。
 - 改正前の第11号様式及び第12号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。